

8、生徒心得

- ①講習中は、私語等を慎み勉学に専念する。
- ②授業中の飲食、及び飲料水(お茶等)以外の持ち込みは禁止する。
- ③授業中、携帯電話及び通信機器の電源は切っておく。 ※1
- ④所属中学校の定期テストの結果を報告(提出)する。
- ⑤通塾の際は、制服を着用する(中3)。
- ⑥思いやりをもって他の生徒等に接する。
- ⑦危険な行動をとらない。
- ⑧塾外生の無断入出をさせない(友達等)。
- ⑨欠席、遅刻をするときは連絡をする。
- ⑩通塾期間中は、担当講師等の指示に従う。
他の生徒や担当講師への侮辱的発言、その他、関係を維持するのに困難な言動があった場合、退塾していただくことがあります。
- ⑪講習会場の備品や周りの生徒等の物等に損害を与えない。 ※2

④について

しかるべき時期に定期テストの問題用紙と回答用紙、加えて学校の先生が作成した答えの記入のある答案用紙を提出してもらいます。
大切に保管されるようにお願いします。

※1 塾内への持ち込みに関してましては、携帯電話等の通信機器は可能ですが、ゲーム機器に至っては持ち込み禁止です。尚、ゲーム機能付き通信機器に関しましては、ゲーム等の使用は控えて下さい。

※2 講習会場(学習塾舎屋)やその備品に損害が生じた場合、損害金を支払っていただきます。

9、身体上の都合等

通塾を希望している生徒に、身体上の都合等がある場合、入塾時前にお知らせ下さい。

※身体上の都合等 → 不登校期間、近視、遠視、難聴等、発達障害、麻痺、
何らかの強いアレルギー、髪色等
その他、伝えておくに相応しいと判断される事項

※学習塾は、複数の生徒に対して画一的に対応しなければならないことがあります。
個人的な事情がある場合、予めお知らせ下さい。生徒も講師も傷つくことがあります。
ご協力よろしくお願い致します。

10、盗難、事故について

盗難、事故については予防と防止に最善を尽くしますが、責任を負うことはできません。
ご家庭でも注意を喚起してください。また、生徒が塾等(講習会場)の備品などを破損させた場合、損害金を支払っていただきます。

11、退塾

退塾される場合、以下のことを行ってください。

- ①一週間前までに必ず保護者の方から塾へ連絡してください。突然、
退塾される場合、退塾後、定期講習受講料の半月分の受講料を支払っていただきます。
- ②通塾期間中の授業料のお支払いの完了をもって退塾となります。
通塾期間中のお支払いが未完了の場合、退塾とはならず、講習料が発生致します。